

最終更新日: 2015年12月21日

株式会社 大真空

代表取締役社長 長谷川宗平

問合せ先: 管理部 総務課 079-426-3211(代表)

証券コード: 6962

<http://www.kds.info>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、迅速かつ透明性のある公正な経営の実現を目指しております。また、企業活動を支えている全てのステークホルダーの利益を重視し、かつ長期的・継続的な株主価値の最大化を実現する上で、「企業価値の向上」に力を注ぐと同時に、社会的に信頼される企業を目指してコーポレート・ガバナンスの強化を図っていくこととしております。

当社は、経営上の基本方針・重要事項の決定機能および代表取締役の職務執行の監督機能としては社外取締役を含む取締役会を、取締役の職務執行の監督機能としては監査役・監査役会をそれぞれ経営体制の基本としております。

また、当社の監査役につきましては、取締役会その他重要な会議に出席し職務の執行状況を常に監視できる体制を築いております。

また、会計監査人を設置し、会計に関する正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

当社は、企業経営全般にわたる内部監査機能のさらなる充実に向けて、内部体制の整備を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

《補充原則1-2-2 株主総会における権利行使》

当社は株主が総会議案について十分検討する期間を確保できるよう、可及的速やかに決算を確定し、招集通知を法定期日より早く発送しています。しかしながら電子的公表につきましては2015年実績で招集通知発送日の翌日に公表している状況であり、次年度以降は、招集通知発送日より前に公表する予定です。

《補充原則1-2-4 株主総会における権利行使》

当社は機関投資家、外国投資家を含む株主が議決権を行使しやすい環境を整えることは必要であると認識しております。しかしながら当社において外国人持ち株比率は低い状況であり、これに対して議決権行使の電子化や招集通知の英訳を行う際には相当の費用がかかります。従いまして、現時点においては、当社にとって議決権行使を電子化すること、および招集通知の英訳につきましては見合わせています。なお、海外投資家の比率が大幅に増加した段階で招集通知の英訳につきましては導入の検討を進める予定です。

《原則 3-1-5 情報開示の充実》

現在は取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明は社外役員を除いて開示しておりませんが、今後株主総会において候補者を提案する場合には、「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類において、候補者の個々の選任・指名についての説明を開示していく方針です。

《原則 4-8 独立社外取締役の有効な活用》

当社は現在1名の独立社外取締役を選任していますが、2名以上の独立社外取締役は選任しておりません。しかしながら、当社といたしましても、独立社外取締役を複数名選任する動きがあることは認識しております。また社外の方から当社のみの論理にとらわれることなく、企業社会全体を踏まえた客観的視点に立ったご意見を頂戴することは有益なことと考えておりますので、独立社外取締役を複数名選任することの検討も進めてまいります。

《原則 4-8-2 独立社外取締役の有効な活用》

経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備については、大真空コーポレートガバナンスガイドライン22条(監査役会の責務)4項に、社外取締役は監査役会と情報交換会を適時に設ける旨を定めています。なお、筆頭独立社外取締役の決定につきましては、現在のところ1名の独立社外取締役の選任ですので筆頭の選任はありませんが、独立社外取締役が複数選任された際、筆頭独立社外取締役設置の要否について検討を進める予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社は2015年12月11日開催の取締役会において、大真空コーポレートガバナンスガイドラインを制定しました。大真空コーポレートガバナンスガイドラインは、大真空グループが定める社是、経営理念および行動基準の実践を通じて持続的に成長し、長期的な企業価値を高めることにより、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様との共同価値を高めるための実効的なコーポレートガバナンスを実現させることを目的とするものです。

大真空コーポレートガバナンスガイドライン

URL: <http://www.kds.info/investors/management-policy/corporate-guideline/>

《原則 1-4 いわゆる政策保有株式》

大真空コーポレートガバナンスガイドライン10条(政策保有株式に対する基本方針)をご参照ください。

《原則 1-7 関連当事者間の取引》

大真空コーポレートガバナンスガイドライン11条(株主の利益に反する取引の防止)をご参照ください。

《原則 3-1 情報開示の充実》

・大真空コーポレートガバナンスガイドライン14条(情報開示と透明性)1項をご参照ください。

・経営理念は大真空コーポレートガバナンスガイドライン1条(目的)に開示しており、また、当社では「経営の基本方針」や「中長期的な会社の経営戦略」などを制定し、当社ホームページの下記サイトに掲載しております。

URL: <http://www.kds.info/investors/management-policy/>

さらに、経営計画につきましては、決算説明会資料の中に記載しており、当社ホームページの下記サイトに掲載しています。
URL: <http://www.kds.info/investors/financial-library/>

・コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、大真空コーポレートガバナンスガイドライン2条(コーポレートガバナンスに関する基本方針)をご参照ください。また、当社ホームページの経営方針に係る下記サイトにも開示しております。
URL: <http://www.kds.info/investors/management-policy/>

・取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続につきましては、大真空コーポレートガバナンスガイドライン25条(取締役・監査役の報酬)をご参照ください。

・取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続につきましては、大真空コーポレートガバナンスガイドライン20条(取締役)3項、23条(監査役)3項をご参照ください。

《原則 4-1-1 取締役会の役割・責務》
大真空コーポレートガバナンスガイドライン17条(取締役会の責務)をご参照ください。

《原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質》
大真空コーポレートガバナンスガイドライン21条(社外取締役)2項をご参照ください。

《原則 4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件》
大真空コーポレートガバナンスガイドライン16条(機関設計)2項、20条(取締役)3項をご参照ください。
また、大真空コーポレートガバナンスガイドライン19条(取締役会の評価)に基づき分析・評価を行っています。取締役会は月1回定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催しています。この際、遠隔地滞在の取締役においては、関連拠点のTV会議システムを有効利用し、取締役会出席義務に対応し、取締役、監査役の参加率は概ね100%です。
取締役会には、取締役会規程に基づいて重要な案件が決議事項、報告事項として漏れなく上程され、執行担当部門取締役による月次定例報告、および連結子会社担当取締役による月次定例報告を実施し、社外取締役による問題提起を含めて自由闊達で建設的な議論・意見交換を行っています。さらに過去決議された案件の執行状況結果の報告を実施し、業務執行状況の監督を行っております。以上により、取締役会は有効に機能していると判断しています。

《原則 4-14-2 取締役・監査役のトレーニング》
大真空コーポレートガバナンスガイドライン26条(取締役・監査役のトレーニング方針)をご参照ください。

《原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針》
大真空コーポレートガバナンスガイドライン28条(株主との建設的な対話)をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
一般財団法人長谷川福祉会	3,000,000	6.63
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,240,000	2.74
株式会社常陽銀行	1,224,000	2.71
長谷川宗平	1,217,287	2.69
大真空社員持株会	1,081,080	2.39
第一生命保険株式会社	1,016,000	2.25
株式会社長谷川	800,000	1.77
大真空取引先持株会	799,000	1.77
日本生命保険相互会社	633,800	1.40
住友生命保険相互会社	630,000	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無 _____

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 11 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 9 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小寺利明	税理士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小寺利明	○	＜独立役員として指定＞	財務および会計に関する知識・経験が豊富であります。 ＜独立役員として指定した理由＞ 経営側から独立・中立な立場を保持しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4 名

監査役の人数 3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、相互の信頼関係を基礎としてそれぞれが監査業務の品質および効率を高めるため、監査計画、期末監査等に関する定例報告会を開催するほか、監査役が実地棚卸に関する会計監査人の立会いに同行、また社内監査時に立会いするなど、意見交換や情報交換によって効率的な監査業務遂行に努めております。

監査役は、当社の内部監査部門である監査部の監査計画書を始め内部監査報告書をすべて閲覧し、必要に応じて監査部の監査計画を調整したり、内部統制システム等に関わる状況と監査結果の報告を求める等、緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するよう努めております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
塩見征夫	税理士													
牛島慶太	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塩見征夫	○	＜独立役員として指定＞	財務および会計に関する知識・経験が豊富であります。 ＜独立役員として指定した理由＞ 経営側から独立・中立な立場を保持しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
牛島慶太	○	＜独立役員として指定＞	財務および会計に関する知識・経験が豊富であります。 ＜独立役員として指定した理由＞ 経営側から独立・中立な立場を保持しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 3 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 実施していない
施策の実施状況

該当項目に関する補足説明

取締役に対して職務権限と責任を明確にし、成果・能力主義を盛り込んだ制度の導入を進めております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に支払った報酬等 148,464千円

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬について以下の方針に基づき、社外取締役の助言を得て、役付取締役で審議したうえで代表取締役が取締役会に提案し、取締役会決議により決定しております。

- (1)業績向上意欲を保持し、また、社内外から優秀な人材の確保が可能な水準である。
- (2)可能な範囲で中長期的な計画、実績と連動するよう設定する。
- (3)株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で支給する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役を補佐する担当は配置しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、経営の監督機能の強化を図るため、会社からの独立性と財務・会計に関する知見を有している社外取締役1名を選任しております。また、迅速で機動的な経営の実現を目指し、取締役会を月1回定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に常務会において議論を行い、その審議を経て取締役会で執行の決定を行っております。また常務会メンバーおよび部門責任者によって構成される経営会議を開催し、個別経営課題に対し実務的観点から協議を行っております。

当社は社外監査役2名を選任し、いずれの監査役も会社からの独立性と財務・会計に関する知見を有しております。取締役会に出席し、取締役の職務執行について独立・中立的立場から適切な意見を述べることで経営監視の実効性を図っております。また、会社業務全般に精通した常勤監査役1名と社外監査役2名を含む3名で構成された監査役会を月1回定期的に開催し、社外監査役からの客観的な意見・見解を柔軟に取り入れ、監査の充実を図っております。

内部統制システムの整備状況につきましては、取締役および使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動がとられるように「CSR行動規範」を定めております。また、その徹底を図るため、取締役自ら率先し、役職員への周知徹底を図っております。また、総務課を担当部署とし、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス上疑義ある行為について、取締役および使用人が社内通報窓口を通じ会社に通報できる内部通報制度を運営しております。

内部監査および監査役監査の状況につきましては、当社に監査部(3名)を設置し、内部統制のモニタリング機能を課し、社内業務はもちろんのこと、グループ経営の観点から関係会社の監査までを行っております。また、監査役は会社の業務および財産の状況の調査などの監査職務の執行にあたり、監査部の監査計画と監査結果について定期的かつ臨時に報告を受けるなど緊密な連携を保ち、取締役の他内部統制機能を所管する総務課や財務部等より内部統制システムの整備状況について報告を受け、監査役監査に実効的に活用し、効率的な監査を実施するよう努めております。

当社の会計監査業務を行う公認会計士は森内茂之氏、柏木忠氏であり、継続監査年数は森内氏5年、柏木氏2年であります。会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、公認会計士試験合格者1名であり、太陽有限責任監査法人に所属します。

リスク管理体制の整備の状況につきましては、当社はリスク管理規程を定めており、当社を取巻く様々なリスクを識別し、そのリスクの把握と総合的管理を行っております。

また、不測の事態が発生した場合には、適切な処置のために対策本部の設置など、情報化時代に対応したグローバルな企業集団としての危機管理体制の展開を行うものいたします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。経営の監督・監査機能について、中立的・客観的立場から取締役の職務執行を監督・監査する体制が整っていると考えており、現状のコーポレート・ガバナンス体制は、適切かつ有効的なものと認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送

—

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

年2回以上の決算説明会を実施している

あり

IR資料のホームページ掲載

決算説明会資料、ファクトブックなどを掲載している

IRに関する部署(担当者)の設置

管理部 広報課

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

社内規程により定めている

環境保全活動、CSR活動等の実施

ISO14001取得、環境報告書

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

社内規程により定めている

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（以下「内部統制システム」という。）整備の基本方針について決議し、平成27年4月10日開催の取締役会において、一部改定を次のとおり決議しております。

1. 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 企業集団として、コンプライアンスや情報セキュリティなどを含めた理念の統一を保つために大真空グループ内部統制基本方針を定め、当社子会社にも展開するものとする。

(2) コンプライアンス体制の基礎として、経営理念および行動基準ならびにCSR行動規範を定め、周知徹底を図るとともに、当社子会社にも展開するものとする。

(3) コンプライアンス体制の展開のために各種規程、手順書、マニュアル等を定め、取締役および使用人に周知徹底を図るものとする。

(4) 内部通報規程に基づきコンプライアンスに関する相談室および内部通報窓口を設置し、当社における法令遵守その他コンプライアンスに抵触する重大な事実を発見した者は、直ちに上記窓口へ通報するものとし、上記窓口は取締役会ならびに監査役会に報告する体制を整えるものとする。当社子会社においても、法令遵守その他のコンプライアンスに抵触する重大な事実を発見した場合には、当社内部通報窓口へ直接通報可能な体制を構築するものとする。

(5) 関係する法令等の遵守および企業倫理を励行し、経営理念に合った企業活動を行うとともに、社会から信頼される企業となるために、全社的なコンプライアンス教育を定期的実施するものとする。

(6) 反社会的勢力に対しては、毅然とした対応をとり、一切関係を持たない。事案が発生した場合は外部専門機関と連携して対処するものとする。

2. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程および文書取扱規程等に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、規定に定められた年限の管理を実施するものとする。

(2) 情報の重要性を認識し、経営情報・営業情報・技術情報等の情報資産を保護するための指針を定め、適切に管理するために各種規程の整備・見直しを実施するものとする。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 事業の継続・安定的発展を確保するためのリスク管理規程に従い、当社を取り巻く様々なリスクを識別し、そのリスクの把握と統合的管理を実施するものとする。

(2) 不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に従い、適切な処置を行うための対策本部を設置し、情報化時代に対応したグローバルな企業集団としての危機管理体制の展開を実施するものとする。

(3) 内部統制推進部門を定め、社内リスク管理と一体となった内部統制システムを部門ごとに整備することとする。

(4) 内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性の評価・モニタリングを実施するものとする。

4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、常務会における審議を経て取締役会で執行の決定を実施するものとする。

(2) 常務会メンバーおよび部門責任者によって構成される経営会議を開催して、個別経営課題を実務的な観点から協議を実施するものとする。

(3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、および職務権限規程において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

(4) 短期および中長期の経営計画を策定し、進捗管理を行うことにより、経営の効率化を図るものとする。

5. 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、その他の当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社ごとに、当社取締役から責任担当者を決定し、事業の統括管理を図り、重要子会社については、当社財務部門より社員を派遣し、会社の状況を報告させる。また、定期的に報告会を開催する他、適宜重要事項を各子会社の代表者に報告させ、必要に応じて指導、改善を行うものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会は、当社使用人に対し、補助者として監査業務の補助を必要とする場合には、監査役会が適任と認めた使用人を指名できるものとする。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の補助者の人事異動、評価および懲戒処分等は、監査役会の承認を得るものとする。また、当該補助者は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役会は監査役会に報告すべき事項を定める規程を監査役会と協議の上定め、取締役および使用人は上記規程に従い、監査役会へ報告するものとする。

(2) 当社および当社子会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(3) 当社監査役を通報窓口とする内部通報制度を設置し、子会社の使用人等が当社監査役に直接報告することができる制度を整備する。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社および当社子会社の内部通報に関する規程において、当社および当社子会社の役職員が当社監査役に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取り扱いを禁止する旨規定する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2) 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役および監査役会は定期的または随時に意見交換会を開催するとともに、会計監査人と監査役および監査役会は同様に定期的または随時に意見交換会を開催するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は法令や社会的な規範に則した企業活動を推進しており、反社会的勢力との関係を持ちません。社会的な正義を実践するため「CSR行動規範」に反社会的勢力に対して毅然とした対応を求めるよう規定しております。また、「CSRマニュアル」にて、具体的な対応基準などについて補足するとともに、従業員に周知しております。また、担当部門は警察等の関連機関等から情報の収集に努め、事案が発生した場合も同じく警察や法律事務所などの外部専門機関と連携して対処します。

Ⅴその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、コーポレートガバナンス体制を明確にするために、大真空コーポレートガバナンスガイドラインを制定しています。本ガイドラインは、大真空グループの社是、経営理念および行動基準の実践を通じて持続的に成長し、長期的な企業価値を高め、ひいては株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様との共同価値を高めるための実効的なコーポレートガバナンスを実現させることを目的とするものです。本ガイドラインに基づき適正なコーポレートガバナンス体制を整えています。

また、当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況につきましては、適切に会社情報を開示するため、情報管理および開示に関する社内体制を整えております。

当社の会社情報は管理本部長を委員長とする情報開示委員会を設置して、適時適切な開示に努めております。

開示委員会は常務会、取締役会、および関係部門と連携して、重要な決定事項や発生事実、そして決算等の情報を報告・協議して開示します。

また、重要な情報につきましては適時開示情報システム(TDnet)による開示とともに、当社ホームページにも掲載しております。

この他、「インサイダー取引防止規程」を設けて、内部者取引を未然に防止して公正な株価形成の確保にも努めております。

